

委員会運営規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）定款第39条の規定に基づき設置される各種委員会の運営に関する事項を定める。

(総則)

第2条 資金分配団体審査委員会、コンプライアンス委員会その他特定の委員会について、別の規程に定めがある事項は、当該規程の定めを優先する。

(設置)

第3条 理事長は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な委員会を置くことができる。

2 委員会はすべての委員で構成する。

(役割)

第4条 委員会は、理事長の諮問に応じて、財団の事業に関して意見を述べる。

(招集)

第5条 委員会は理事長が招集する。

(運営)

第6条 委員は、理事長が認めた場合、委員会に電磁的手法により出席することができる。

2 委員会には役員、事務局長、事務局次長及び関係する業務を所掌する職員が出席し、委員長からの要請に応じて説明・報告等を行うことができる。

3 委員会には必要に応じて、外部有識者を参加させて意見を聞くことができる。

(委員の委嘱)

第7条 委員は理事長が委嘱する。

(手当及び旅費)

第8条 委員会に出席した委員及び第5条第4項の規定により出席した者には、手当及び旅費を次の通り支給することができる。

(1) 手当 20,000円

(2) 旅費 実費

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則 (2018年9月6日)

この規程は、2018年10月1日より施行する。